

青森県報

号外第三十六号

令和五年
三月三十一日
(金曜日)

目次

公営企業

- 青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……一
- 青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……一
- 青森県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程……………(総務院局) ……二
- 青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……三
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(同) ……三
- 青森県病院局財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……三
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……四
- 青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程……………(同) ……五
- 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の廃止……………(同) ……五

公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第七号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二十四号中「青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項」に改める。

別表第四第十七号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第十六条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

別表第五第八号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第十六条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第八号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程(平成二十五年九月青森県公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「及び青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)」を「並びに個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び青森県個人情報の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一項第一号中「中央病院に勤務する」を削る。

第十二条第二項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則第八項中「八千円」を「九千四百円」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「四千五百円」を「四千七百元」に改める。

別表第三のアの表中

二級一号給
一級二一七号給
二級二一七号給
一級二一七号給
二級二一七号給
一級二一七号給
一級二一七号給

を

二級五号給
一級一五号給
二級五号給
一級二一七号給
二級五号給
一級二一七号給
一級一五号給

に改める。

一級七号給
一級一七号給
一級一一号給

別表第三のイの表中

二級一一号給
二級五号給

を

二級一五号給
二級九号給

に改める。

別表第三のウの表中

一級二五号給
一級二五号給
一級一五号給
一級五号給

を

一級二九号給
一級二九号給
一級一九号給
一級九号給

に改める。

別表第五のアの表中「中央病院薬剤部長」を「地域医療室長」に、

「総務課長」を「経理課長」に、

「中央病院臨床検査・輸血指導監」を

「中央病院臨床検査・輸血指導監」に、

「中央病院腫瘍放射線指導監」を

「中央病院腫瘍放射線指導監」に改める。

別表第五のイの表中

病院事業管理者特命補佐
つくしが丘病院長
中央病院副院長
医療管理監
中央病院医療の質総合管理センター長
三類

を

病院事業管理者特命補佐 中央病院副院長 医療管理監 中央病院医療の質総合管理センター長	三類
つくしが丘病院長	四類

に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程

青森県病院事業文書規程（平成二十五年九月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「及び青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「並びに個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び青森県個人情報保護の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第十九条、第二十一条及び第二十六条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号。以下「改正条例」という。）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員は、この規程による改正後の青森県病院局職員就業規程第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、改正後の規程第十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

3 改正条例附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規程第十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十九条第三項、第二十一条第二項の規定を適用する。

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第七号中「地域医療課」を「地域医療室」に改める。

第三十一条中「庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）」を「当該事務を担当する副課長等又はあらかじめ運営部長の承認を得て課長等が指定する職員」に改める。

第三十一条の三中「庶務担当課長」を「庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）」に改める。

別表第一中央病院の項中

中央診療部門	部門長、部に部長、次長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、統括臨床検査技師長、部長代行、副部長、技師長及び副技師長
--------	---

を

中央診療部門	部門長、部に部長、次長、放射線診断指導監、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、統括臨床検査技師長、部長代行、副部長、技師長及び副技師長
--------	--

に、

医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官
---------	---------------

を

医療安全管理室	室長、次長
---------	-------

に、

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監、医療連携推進監、救急医療連携推進監、新興感染症対策推進監	
--	--

を

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監、医療連携推進監、救急医療連携推進監、新興感染症対策推進監、医療安全推進監、こども・家族支援推進監	
--	--

に改

める。
別表一つくしが丘病院の項中

医療安全管理室	室長、次長
---------	-------

を

医療管理監

医療安全管理室	室長、次長
---------	-------

に改

める。

別表第二中

新興感染症対策推進監	新興感染症対策の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
------------	-----------------------------

を

新興感染症対策推進監	新興感染症対策の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。	に
医療安全推進監	医療安全の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。	を
こども・家族支援推進監	こども・家族支援の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。	を
リハビリテーション指導監	リハビリテーションの指導及び特に命ぜられた事務に従事する。	に
放射線診断指導監	放射線診断技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。	を
地域医療連携企画官	地域医療の連携に関する企画立案及び調整の事務に従事する。	に改
医療安全推進官	医療安全の推進に関する指導及び調整の事務に従事する。	を
地域医療連携企画官	地域医療の連携に関する企画立案及び調整の事務に従事する。	に改

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十九年三月青

森県病院事業管理規程第五号）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

青森県病院事業告示第一号

平成十九年十月五日青森県病院事業告示第五号（青森県個人情報保護条例第二十条

第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円